

「沿岸地域冬季テーマツーリズム企画・運営業務」

業務仕様書

令和 4 年 7 月

岩手県沿岸広域振興局

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「沿岸地域冬季テーマツーリズム企画・運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

岩手県沿岸地域における12月～2月の観光入込客数は、盛岡地域、県南地域に比較して約3～4割に留まっている。よって、冬季における沿岸地域の観光の魅力を再発掘し、その定着化を図るとともに、それを活用しテーマ別観光を推進することで、更なる誘客を図るもの。

2 業務の内容

(1) 業務の名称

沿岸地域冬季テーマツーリズム企画・運営業務

(2) 委託期間及び予算額

ア 委託期間

契約締結日から令和5年3月3日（金）

イ 予算額

1,771千円以内（税込）

(3) 業務内容

ア テーマ別観光検討会の企画・運営

テーマ別観光への理解を深めるとともに、沿岸地域ならではのテーマを決定するため、検討会を開催すること。

① 実施回数 1回

② 対象 沿岸広域振興局管内の道の駅職員及び市町村職員等

③ 開催方法 原則、集合方式とする。

④ 構成

i. テーマ別観光の事例紹介（20分程度）

ii. テーマ決定ワークショップ（90分～120分程度）

⑤ 留意事項

・ 県と協議のうえで、沿岸地域における観光のテーマを引き出すことのできる講師を選定すること（謝礼、旅費等の支払いを含む）。

・ 検討会に必要な消耗品を用意すること。

※ 会場及び音響等の備品は県が手配する。

イ ハッシュタグキャンペーンの実施

上記「2(3)ア テーマ別観光検討会の企画・運営」で決定したテーマについて、SNSにおいてハッシュタグキャンペーンを実施すること。

① 実施期間 令和4年11月21日(月)～令和5年2月19日(日)

② ハッシュタグキャンペーンの企画、運営管理

a ハッシュタグキャンペーンの企画・運営

- ・ キャンペーンの実施方法について提案すること。なお、キャンペーン参加者の沿岸地域への誘客、周遊を促進する仕組みとすること。
- ・ キャンペーンの仕組みには、沿岸広域振興局管内の道の駅を組み込むこと。
- ・ キャンペーンを実施するSNSを選定し、アカウントを作成すること。
- ・ ランディングページを作成し、アカウントから誘導できるようにすること。
- ・ 作成したアカウントのフォロワー数を増やす取組を実施すること。
- ・ 作成したアカウントを用いて、1週間に1回以上、当キャンペーン及びランディングページについて投稿すること。

b 当選者の選定、当選者景品の購入

- ・ ハッシュタグキャンペーン参加者の中から当選者を公正な方法で選定し、発送等に必要な情報(氏名、住所等)を取りまとめること。
- ・ 抽選は、1カ月ごとに1回(12月下旬、1月下旬、2月下旬)実施し、当選者に景品を発送すること。
- ・ 当選者は合計で9名(3名×3カ月)とすること。
- ・ 景品総額は合計9万円(税込)相当(送料は含まず)とすること。

c 印刷物の作成

- ・ ポスターはB2サイズ片面印刷とし、部数は100部とすること。
- ・ ポスターは、管内の道の駅や市町村・観光協会等に配布すること。

d SNS広告の実施

- ・ ハッシュタグキャンペーンを実施するSNSにおいてインプレッション広告(広告料金の発生が広告表示数によって決められるタイプの広告)を掲出すること。なお、掲出回数については、算出の上、企画提案書に記載すること。

e データの分析

- ・ SNS広告の効果について、測定・分析すること(広告のクリック率等)。また、測定・分析可能なデータの種類について、企画提案書に記載すること。
- ・ ハッシュタグキャンペーンについて、アクセス情報や参加投稿のデータ測定・分析を行うこと(参加者の属性等)。また、測定・分析可能なデータの種類について、企画提案書に記載すること。

(4) 自由提案

参加者は、「1 業務の概要」に掲げる事項の達成に向けて、参加者が必要と考える企画内容を上記業務に組み合わせ、具体的な提案を行うこと。

3 留意事項

契約にあたっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。

4 事業実績報告書

この事業が完了した後、すみやかに事業完了報告書（様式を指定）及び事業の成果が分かる資料（自由様式）を作成し、提出すること。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を沿岸広域振興局に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「5 (1)イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

ア 沿岸広域振興局は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 沿岸広域振興局は、上記「5 (1)イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記「5 (3)ア及びイ」による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、沿岸広域振興局に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から沿岸広域振興局に

移転することとするが、その詳細については、沿岸広域振興局及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

6 その他

- (1) 本事業の執行にあたっては、随時、沿岸広域振興局と協議を行うこと。
- (2) この仕様書に記載のない事項については、沿岸広域振興局と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発出等、感染拡大防止の措置を講ずる必要がある場合には、本業務を変更（延期を含む）又は中止することがある。その場合、委託者と協議の上、契約を変更し、必要に応じて委託料を精算するものとする。